

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第三号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県流域下水道事業規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一号中「耐用年数一年以上、かつ、取得価格が五万円以上十万円未満の物品及び」を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。